

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項及び大分市契約事務規則（昭和３９年大分市規則第１２号）第２５条の規定を準用し公告する。

令和８年６月２６日

大分市鳥獣被害防止対策協議会
会長 奥家 好和

１ 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和８年度鳥獣被害防止総合支援事業 有害鳥獣侵入防止柵
- (2) 履行(納品)場所 仕様書のとおり
- (3) 履行期間(納期限) 仕様書のとおり
- (4) 概 要 仕様書のとおり
- (5) 最低制限価格 設けない

２ 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- ① 大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱(昭和５６年大分市告示第２５８号)により、大分類：「物品の製造・販売」小分類：１９「土木・建設・建築材料」又は、大分類：「物品の製造・販売」小分類：２３「その他」について、入札参加資格の認定を受けている者であること。
- ② 地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者及び同条第２項の規定に基づく大分市の入札参加制限を受けていない者であること。
- ③ 公告日から入札予定日までの間のいずれの日においても大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成２１年告示第５５３号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
- ④ 公告日から入札予定日までの間のいずれの日においても大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成２４年大分市告示第３７７号。以下「排除措置要綱」という。）に基づく排除措置期間中でないこと。
- ⑤ 入札予定日以前３月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- ⑥ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）第３８１条（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０７条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、

破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条若しくは第１９条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

３ 入札手続等

（１） 契約担当

郵便番号 ８７０－８５０４

住 所 大分市荷揚町２番３１号

名 称 大分市鳥獣被害防止対策協議会事務局（大分市役所林業水産課内）

電話番号 ０９７－５８５－６０２１

（２） 本公告内容の交付期間、場所及び方法

① 交付期間

令和８年６月２６日（金）から令和８年７月９日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで

② 交付場所及び方法

インターネット（大分市役所ホームページ <http://www.city.oita.oita.jp/>）によるほか大分市鳥獣被害防止対策協議会事務局（大分市役所林業水産課内）においても交付する。

（３） 仕様書の閲覧期間、場所及び方法

① 閲覧期間

３の（２）の①に同じ。

② 閲覧場所及び方法

３の（２）の②に同じ。

（４） 仕様書の質疑応答

① 仕様書に質問がある場合には、次により書面で持参すること。

ア 提出期間

令和８年６月２９日（月）から令和８年７月３日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで

イ 提出場所

住 所 大分市荷揚町２番３１号

名 称 大分市鳥獣被害防止対策協議会事務局 （担当）上杉
（大分市役所林業水産課内）

電 話 ０９７－５８５－６０２１

② ①に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和8年7月7日（火）から令和8年7月9日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

イ 閲覧場所

3の(2)の②に同じ。

4 現場説明会 実施しない。

5 入札保証金 免除とする。

6 入札（開札）の日時及び場所

(1) 日時 令和8年7月10日（金）午後2時

(2) 場所 大分市役所9階 第2入札室

(3) 入札方法等

入札場所に入札書を持参することとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(4) 入札回数

原則として2回とする。

(5) その他

① 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する~~額を加算した~~金額を入札書に記載すること。

② 入札者が代理人の場合は、当日委任状を持参すること。

7 競争入札参加資格確認申請書の提出及び落札者の決定等

(1) 入札への参加を希望する者は、入札の日時、場所において競争参加資格を確認するため競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）および契約に係る指名停止に関する申立書（別記様式第1号。以下「申立書」という。）を提出すること。

(2) 入札の日時、場所において申請書および申立書を提出しない者又は契約担当者が競争参加資格を有していないと認めた者は、当該入札に参加することができない。

(3) 開札後は、最低価格入札者の入札額、業者名を公表の上、落札者の決定を保留し、入札を終了する。

(4) 開札後、落札候補者の申請書について審査し、最低価格入札者が競争参加資格を有していると確認した場合には、最低価格入札者を落札者とし、競争参加資格を有していないと確認した場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）の競争

参加資格を確認した上で、次順位者を落札者とする。ただし、次順位者が競争参加資格を有していない場合には、順に同様の手続きを行い、競争参加資格を有していない者が行った入札については、これを無効とし、その結果を通知する。

なお、落札者を決定した場合には、速やかに落札者に対し通知するとともに、当該入札結果を公表する。

8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、7の通知の日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。）以内に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認めた理由についての説明を書面（様式は自由）を持参して求めることができるものとする。なお、郵送又は電送によるものは、受け付けない。
- (2) (1)の書面を提出した者に対する回答は、説明を求めた者に対し、前号に規定する期間の最終日の翌日から起算して8日（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。）以内に書面により回答する。
- (3) (1)の書面の提出場所は、大分市鳥獣被害防止対策協議会事務局（大分市役所林業水産課内）とする。

9 契約保証金

- (1) 落札者は、物品等供給契約を締結するに当たり、大分市契約事務規則第6条に準じ、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。
- (2) 落札者が、次に掲げる事項に該当する場合は、契約保証金の全部を免除するものとする。
 - ① 過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体又は地方公共団体を事務局とする協議会と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - ② 落札者が保険会社との間に大分市鳥獣被害防止対策協議会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- ① 入札者として資格のない者のした入札
- ② 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- ③ 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- ④ 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札
- ⑤ 入札金額を訂正した入札

- ⑥ 入札金額、住所、氏名、押印その他入札条件を認定し難い入札
- ⑦ 公告に示した競争参加資格のない者のした入札
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、契約担当者において、特に指定した事項に違反した入札

11 支払条件

- (1) 前払金 無
- (2) 令和9年3月に大分県より補助金が交付されるため、入金され次第支払いとする。

12 その他

- (1) この公告に定めのない事項については、大分市物品等供給契約に係る一般競争入札実施要領（平成20年6月1日施行）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び大分市契約事務規則の定めるところに準じる。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 契約担当者は、開札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のアからウのいずれかに該当した場合には、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
この場合において、契約担当者は、当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
 - ア 指名停止要領に基づく指名停止を受けた場合
 - イ 排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合
 - ウ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (4) 契約担当者は落札決定後、契約締結（議会案件の場合は、仮契約についての議会の議決）までの間に落札者が、(3)のアからウのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消し又は仮契約の解除を行うことができるものとする。
この場合において、契約担当者は、落札決定の取消し又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- (5) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (6) その他不明な点は、大分市鳥獣被害防止対策協議会事務局（大分市役所林業水産課内）まで照会のこと。

電話番号 097-585-6021